

第 3 3 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 2 年 4 月 1 5 日 開 会

令和 2 年 4 月 1 5 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和2年4月15日（水）午前9時 米沢市農業委員会第33回定例総会をJA山形おきたま米沢支店大会議室に招集した。

出席委員（17名）

1番 伊藤精司 委員	9番 上村貞義 委員	17番 大野澤進 委員
2番 小関善隆 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
3番 江口益美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
4番 遠藤伊一 委員	13番 我彦正福 委員	
6番 二宮啓一 委員	14番 高橋祐弘 委員	
7番 高橋信夫 委員	15番 大橋久芳 委員	
8番 佐久間英之 委員	16番 山王堂民榮 委員	

欠席通告委員（1名）

10番 古畑功一 委員

遅刻通告委員（1名）

5番 樋渡由美 委員

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（7名）

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
農地 主 査	相田 悦志
主 査	永峯 明美
主 査	瀧口 圭史
主 任	吉田 潤
主 事	須貝 祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |

開 会 午前9時

会 長 おはようございます。

新型コロナウイルスということで、大変な状況になっておりますが、こういった形で定例総会もしなければならぬということになりますと、大変なわけですが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

国内では8,800人ほどの感染者、そして死亡者が174人、山形県では43人、そして米沢市では5人の感染者ということで、最初は東北地方はなかなか感染者が出ないということで、対岸の火事ということで見ておったわけですが、大変緊迫した状況になってきたということで、米沢市、県、国でも言っています3密ということに気をつけて、あと手洗いうがい、そういったこと、基本的なことをやりながら、感染しないようにして春作業に出て体調管理、十分にやってもらいたいものだなと思います。

農事相談等でもお話がありましたとおり、上乘せ条例、3月の定例議会で可決されまして決まりましたので、今までと違った報告書もきちんと吉田くんのほうに提出してもらわなければならないということになりましたので、分からないことは事務局に、最初でありますから聞きながら、きちんと提出物は出していただくという形でよろしくお願ひしたいと思います。

あと、年金であります、3月ぎりぎりに米沢市の目標でありました、皆さんの協力を得ながら、大変ありがたかったわけですが、3名の目標を達成することができました。本当にご協力ありがとうございました。今後とも、また令和2年度の目標、多分3名になるとは思います、あるわけありますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

あと、国政については食料・農業・農村基本計画が閣議決定されまして、5年後、10年後の計画に向けて出たわけですが、今までの経済政策というか、そういったものから地域政策という面にも目を向けて、中山間地等の小さな農家も救っていくという方向に、若干趣旨等が変わってきているようであります。そういったことありますので、その辺も今後農業委員会としても検討しながら、我々の活動に生かしていかなければならないなと思っております。

今日は大変春作業があつて忙しいわけありますので、定例総会ご協力よろしくお願ひしたいと思います。今日は早朝より大変ご苦勞さまで。ありがとうございました。

目崎補佐 ありがとうございます。

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、伊藤会長よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事を進行させていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は10番 古畑功一委員の1名で、5番 樋渡委員については遅刻通告により若干遅れるということで、現在は19名中17名の出席者であります。よって、本日開催の農業委員会、第33回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員は15番 大橋久芳委員、16番 山王堂民榮委員を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正を1つお願いいたします。

議案書7ページ、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、の受理番号6号でございますが、昨日申請人より取り下げの願いがなされましたので、その旨訂正をお願いいたします。

以上でございます。（「この方亡くなったのではないか」「亡くなったのではないかと、申請人」の声あり）

相田主査

(挙手)

議 長

相田主査。

相田主査

申請人のお一人である貸人の〇〇さん、3日ほど前にお亡くなりになったということと、借人の△△△△さんのほうからも、申請時が3月27日付で申請あったわけですが、その後米沢市のほうでもコロナウイルスの感染が確認されたということで、北海道の本社のほうとも協議してイベントの実施を見直しをしたという形のこともございまして、2つの理由から昨日取り下げの願いという形になりましたので、よろしくお願いいたします。

議 長

今、相田農地主査のほうからの説明のとおり、2つの理由で取り下げということになったということでございます。

それでは、事務局説明のとおり訂正の上、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号34号の1件で、地目は畑のみ1筆 159.00㎡です。

受理番号34号 申請人 〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示

と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和57年4月です。申請理由は、昭和57年4月に自宅新築に伴う通路・車庫・浄化槽を設置し、現在も宅地として利用しているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

続いて、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。

1. 米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和2年2月17日に行われました第31回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第5条第1項の案件について、受理番号46号の1件は一般社団法人山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可日については許可相当と認める旨の答申書の日付以降とする必要があります。また、同案件は砂利採取法に基づく採取計画認可を県知事に申請していることから、こちらについても認可日以降とする必要があります。よって、答申書が令和2年2月19日付であること、また、採取計画認可日が令和2年3月13日であることから、下記の日付で許可しました。受理番号46号 事業者 ○○○○ 株式会社、用途砂利採取の1件、許可日 令和2年3月13日。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。（「議長」の声あり）

1 1 番
議 長
1 1 番

(高橋秀治委員 挙手)

はい。

私に関係する案件がありますので、退席申し上げます。

(高橋秀治委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号6号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議 長 永峯主査。

永峯主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、のうち受理番号6号について農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ1筆 32.00㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 株式会社 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号6号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、の受理番号6号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

(高橋秀治委員 入室)

議 長 それでは、ただいまの受理番号6号を除く受理番号1号から14号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議 長 永峯主査。

永峯主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号6号を除く1号から14号の計13件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田80筆 148,120.00㎡、畑3筆 705.00㎡、合計83筆 148,825.00㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、先の受理番号6号を除く受理番号1号から14号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、先の受理番号6号を除く受理番号1号から14号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたしますが、私に関する案件がありますので、その審議に関わる議事進行を小関会長職務代理と議長を交代して、一時退席いたします。

それでは、議長交代のため暫時休憩といたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 退室)

議長代理

それでは、伊藤会長退席案件のため暫時議長を交代し、私がおの間進行させていただきます。

これより議事を再開いたします。

(再開)

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受理番号3号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査

(挙手)

議長代理

永峯主査。

永峯主査

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、のうち受理番号3号について、下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は畑のみ1筆 406.00㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 株式会社、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長代理

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

16番

(山王堂民榮委員 挙手)

議長代理

16番 山王堂委員。

16番

16番 山王堂です。

議案第2号、受理番号3号について調査結果を報告します。

農地を売買するための申請です。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。調査は4月10日、農事相談のときに1時半より伊藤会長よりお聞きいたしました。申請地は○○○○になっております。土地改良施行地区の中にありまして、これだけが畑で残っていたところということでした。今回は、この後に出てくる集積計画による受理番号6号と一緒に相手方要望による売買でございます。これも一緒に買って下さいということをお願いされまして、買うことになりました。何も問題はなく、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長代理

それでは、受理番号3号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員

なし。

議長代理

ないので、受理番号3号について、許可することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長代理 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、の受理番号3号は議案書のとおり許可することにいたしました。

それでは、伊藤会長へ議長をお戻しいたします。議長交代のため一旦休憩といたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 入室)

議長 それでは、小関会長職務代理者と議長を交代し、以後の議事を進めます。これより議事を再開いたします。

(再開)

議第2号について、ただいまの受理番号3号を除く受理番号1号から4号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議長 永峯主査。

永峯主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号3号を除く1号から4号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田3筆 3,409.00㎡、畑1筆 495.00㎡、合計4筆 3,904.00㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は農業廃止です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

15番 (大橋久芳委員 挙手)

議長 15番。

15番 15番 大橋です。

1号についてご説明申し上げます。

申請人、土地の表示は記載のとおりでございます。8日に、○○○○さん宅と△△△△さん宅、隣同士なのでお伺いしましてお話を聞いてまいりました。ここに書かれているとおり、高齢のための経営縮小によるものということです。ちょうど○○○○さんの自宅の裏側に、現在も転作ということでやっている田んぼですが、それを△△△△さんをお願いするということです。特に問題ござ

いませんので、よろしく申し上げます。

議 長
6 番
議 長
6 番

2号。

(二宮啓一委員 挙手)

6番。

6番 二宮です。

2号についてご説明申し上げます。

農地法第3条の賃貸借による申請になります。申請人は〇〇〇〇の△△さん、そして〇〇にお住まいの△△さんの両名でございます。場所は〇〇〇〇のコンビニ前から△△△△向かう一直線の道路がございます。その中間に〇〇〇〇がございます。その左端角の、面積は1, 4 2 1 m²の田んぼでございます。この田んぼは長年地元の人に耕作をお願いしたわけでありますが、事情により耕作できないということで、急遽近くを作っていらっしゃる△△△△さんをお願いしたところ、まあ何とかできるでしょうということでお願いをお願いを重ねた結果、了解していただきました。〇〇さんは、皆さんご存じのとおり中核認定農業者で一生懸命頑張っておられる方で、間違いはないものと思っております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長
4 番
議 長
4 番

4号。

(遠藤伊一委員 挙手)

4番。

4番 遠藤です。

私のほうから受理番号4号について調査結果を報告いたします。

農地を売買する案件です。申請人、土地の表示、詳細は議案書のとおりです。4月8日に現地確認を行い、〇〇さんと面談し調査をいたしました。申請地は△△△△の〇〇というちょっと手前の場所になるわけですが、そこに位置する圃場であります。受人の△△さんは現在、息子さんと奥さんと水稻とブドウを一生懸命やっている方で、今回引き受けていただく土地についても隣を作っております。それを有効に活用したいということの案件であります。問題なしと判断してまいりましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

それでは、先の受理番号3号を除く受理番号1号から4号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、先の受理番号3号を除く受理番号1号から4号について、許可することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につ

いて、先の受理番号3号を除く受理番号1号から4号は議案書のとおり許可することいたしました。

次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画の変更申請がありましたので、委員会に付議します。

なお、この申請のあった2件については承継者が同じで、かつ変更後の事業が一体的に行われる計画であるため、併せて説明させていただきます。

受理番号1号及び2号。本件は、どちらも昭和51年2月2日に農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 1号 住所 ○○○○、氏名 △△△△、職業 会社役員。2号 住所 ○○○○、氏名 △△△△、職業 会社役員。承継者 1号、2号ともに、住所 ○○○○、氏名 有限会社 △△△△代表取締役 ○○○○、職業 建設業。土地の表示、事業計画理由等については議案書記載のとおりです。

当初計画は、どちらも△△△△ 有限会社の社宅建設であり、実施状況については所有権移転登記は完了しておりますが、工事は未着工であります。

なお、今回の事業計画変更は申請人の変更であり、所有権を移転するため改めて承継者を譲受人としました農地法第5条の許可申請が提出されております。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの事業計画変更申請について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第3号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第3号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、申請取り下げのありました受理番号6号を除く受理番号1号から7号の計6件

で、地目は田が11筆 6,436.65㎡、畑が24筆 5,162.65㎡、合計35筆 11,599.30㎡になります。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 株式会社 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場（16台）の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 株式会社 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（8区画）です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号3号 渡人 ○○○○ ○○○○、受人 有限会社 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は資材置き場の拡張です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号4号 貸人 ○○○○ 相続人 ○○○○、借人 株式会社 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農地の一時転用（現場事務所等）です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号5号 貸人 ○○○○ ○○○○、借人 株式会社 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農地の一時転用（現場事務所等）です。こちらは農振農用地区域（一時転用）です。

受理番号7号 渡人 ○○○○ 外5名、受人 株式会社 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光発電施設の設置です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 この件について調査された委員は、調査結果についてを説明をお願いいたします。

それでは、受理番号1号から5号及び7号を上程いたします。

7番 (高橋信夫委員 挙手)

7番 7番。

7番 7番 高橋です。

受理番号1号について調査結果を報告いたします。

売買により申請地へ駐車場を造成するための申請です。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。申請地は○○地内、△△△△の東側に位置しており、3種農地であります。4月3日に現地を確認し、受人に電話で確認を取っております。受人の話によりますと、申請地の道路挟んで西側に3棟で30世帯分のアパートを所有しております。現在そのアパートには4台分の駐車場しかなく、こちらに16台分の駐車場を造成するということです。付近には耕作されている農地はありません。また、事前着工もありませんでした。

許可相当と思われます。ご審議お願いいたします。

議 長
9 番
議 長
9 番

次は、2号。
(上村貞義委員 挙手)

9番。
9番 上村です。

2号について報告いたします。

農地を転用後に宅地分譲するための許可申請です。場所を申し上げますと〇〇〇〇、ちょうど△△△△、道路挟んで向かい側に〇〇〇〇というのがあります。ちょうどその裏手になる場所になります。現地を拝見しましたところ、畑とはいうものの耕作していない状態、なおかつ周囲は住宅地並びにアパート、そういったものがびっちり建ってしまっていて、事前着工はなされていないんですが、そこを農地転用したいという申請です。聞き取りのほうは申請代理人の△△△△にお話を伺いました。受人、渡人、それから地積等、議案書のとおりで間違いありませんので、3種農地でもありますし、許可相当と判断しましたので、よろしく申し上げます。

議 長
1 3 番
議 長
1 3 番

3号。
(我彦正福委員 挙手)

13番。
13番 我彦です。

受理番号3号についてご説明いたします。

先ほど出ました事業計画変更の申請の土地ですけれども、4月1日に〇〇〇〇〇〇に行ってお話を聞いてきました。現地確認したところ、そのままの状態の木なども生えていて事前着工もなく、申請地の右側のところが現在△△△△の資材置き場になっていて、その奥のほうが今回の申請地になっているので、特に出入りもできない状況の中で、〇〇〇〇〇〇さんで使うのがいいなと思ってきました。問題ないと思われますので、よろしく申し上げます。

議 長
1 3 番
議 長
1 3 番

4号。
(我彦正福委員 挙手)

13番。
13番 我彦です。

では、4号と5号をご説明いたします。

4号と5号は電波局というか携帯のほうの、新幹線から電波の届くような、携帯使われるようにするための鉄塔建設工事のための一時転用ということで、仮設事務所、仮設トイレなどを置くということで、現地確認したんですけれども、事前着工もないので問題ないと思われますので、よろしく申し上げます。

議 長

7号。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2 番。

2 番 小関です。

7号について申し上げます。

渡人の〇〇〇〇さん外5名の方、それと受人の株式会社 △△△△で太陽光パネルを設置するための譲り渡しという案件でございます。4月3日に、〇〇〇〇さんの案内で現地を、外5名の方の分も含めて現地確認をしたところでありました。場所的には〇〇〇〇、△△△△が交差するところから大体〇〇〇〇のちょうど△△△△の東のほうになります。この農地については3種農地でありまして、〇〇〇〇さんが田んぼちょっと作って、ほかの5名の方については畑、あとは現地見たところ作付しているというか、ほとんど休耕の状態でありました。申請代理人の△△△△にも話を聞いてまいりましたけれども、その5名の方で、こここのところを太陽光パネルの設置のために売り渡したいと言われて、この中間のところに、これ空き家になっていて今崩れそうくらいのかなり古い空き家ですけれども、それが併用地となっていますけれども、それがあると。それを潰して、ここも一緒に太陽光のパネルを設置したいと。あと、併用地とありますけれども、左手のほうにありますけれども、ここは元〇〇〇〇というのがあったところで、それが倒産をして、そこが今なくなっている状態というところなんです。なお、雨水とかそういう関係についても十分考慮した設計をするということでありましたので、問題ないと思われまます。

以上です。

議 長 それでは、ただいまの受理番号1号から5号及び7号について、意見並びに質問はありませんか。

これ私からで申し訳ないんですけども、7号についての売電単価というか、これ分かったら教えていただきたい。というのは、〇〇地区の太陽光発電がなかなか単価が安くて、許可は下りたんですが、工事が進まないということが発生しておりますので、その辺ちょっと分かったら教えていただけると。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 こちらの案件の売電単価のことについて説明させていただきます。

太陽光発電事業の固定買取制度につきましては、平成30年度までという形になっておりまして、平成31年、令和元年度以降につきましては経済産業省に申請したとしても単価の設定がなく、入札制度という形になっており、最低落札単価は設けていますが、毎年単価が下がっているのが現状です。

ただ、経済産業省もこの太陽光発電事業についてはこのまま単価を下げていくと事業が成り立たないということも分かっておりまして、その辺も見直しの

ほうが今後進んでいくという話も若干聞こえてきております。事業継続が困難になるということは、よほど計画内容がおかしくなければ大丈夫ではないかと思われまので、一応ご報告させていただきます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆さんから質問、ご意見ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号から5号及び7号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

本議案も私に関する案件がありますので、初めに私の関係案件の審議をお願いし、先ほどと同じく小関会長職務代理者と議長を交代し、私は一時退席いたします。なお、審議に関わる番号が前後しますが、ご了承をお願いします。

それでは、議長交代のため暫時休憩いたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 退室)

議長代理

それでは、伊藤会長退席案件のため暫時議長を交代し、私とその間の進行をします。

これより議事を再開いたします。

(再開)

議第5号 農用地利用集積計画について、の受理番号6号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事

(挙手)

議長代理

須貝主事。

須貝主事

議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号6号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ2筆 6, 856.00㎡、合計も同様です。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 株式会社、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長代理

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員
議長代理 なし。
ないので、受理番号6号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員
議長代理 異議なし。
異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、の受理番号6号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。
それでは、伊藤会長へ議長をお戻しいたします。議長交代のため一旦休憩いたします。
(休憩)
(伊藤精司会長 入室)

議長 それでは、小関会長職務代理者と議長を交代し、議事を進めます。
これより議事を再開します。
(再開)
引き続き議第5号 農用地利用集積計画について、の審議を行います。

13番
議長 (我彦正福委員 挙手)
13番。
13番 自分の関係する案件がありますので、退席します。
(我彦正福委員 退室)

議長 それでは、議第5号の受理番号2号を上程いたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

須貝主事
議長 (挙手)
須貝主事。
須貝主事 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。
受理番号2号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ2筆 3,002.00㎡、合計も同様です。
受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
全委員
議長 なし。
ないので、ただいまの受理番号2号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員
議長 異議なし。
異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、の受理番号2号

は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

我彦委員、入ってください。

(我彦正福委員 入室)

3 番

(江口益美委員 挙手)

議 長

3 番。

3 番

私の案件がございますので、退席させていただきます。

(江口益美委員 退室)

議 長

それでは、受理番号33号を上程いたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号33号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ2筆 4,620.00㎡、合計も同様です。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、ただいまの受理番号33号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、の受理番号33号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

江口委員、入ってください。

(江口益美委員 入室)

議 長

それでは、先の受理番号2号、6号及び33号を除く受理番号1号から34号を上程いたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号、6号及び33号を除く1号から34号までの計31件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数

及び地積は、田162筆 303, 314.00㎡、畑6筆 1, 627.00㎡、合計168筆 304, 941.00㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 株式会社 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 株式会社 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 株式会社 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 株式会社 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号23号 貸人 ○○○○ 外1名、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号24号 貸人 ○○○○ 外1名、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、先の受理番号2号、6号及び33号を除く受理番号1号から34号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は先の受理番号

2号、6号及び33号を除く受理番号1号から34号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

以上で、本日の提出議案の審議は終了いたしました。

続いて、その他に移ります。

その他、農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。今日は11番から13番の3名の方をお願いいたします。

初めに、11番 高橋秀治委員からお願いいたします。

1 1 番
議 長
1 1 番

(高橋秀治委員 挙手)

11番。

11番 高橋です。

私は先月、3月に皆さん細目書を作成したと思いますが、細目書の中で赤色の定着カウントという項目があった方がいると思います。皆さんご存じだと思いますが、赤色の定着と細目書に書かれたところは、以前果樹だったりハウスだったり建てて赤色の定着カウントとなると思うんですが、実際には果樹とか田んぼに植えた後になかなか育たなくて、そのまま水田に戻したいという方がいると思うんですが、そこは水田にできなくて、あとその後大豆とかソバとか転作作物を植えた場合でも転作の補助金が出ないという、なかなか生産性のない農地があると思います。

今回の理由としては、農地の移動をするに当たって、その定着の土地も一緒に借りてくれないかという農家の方が結構いらっしやいまして、私たちの法人でもその定着の土地が大体1町歩くらいにもなっております。うちらみたいいな法人だと自分たちで機械を持っているので、大豆とかソバとかまいて、その土地を利用することができるんですが、一般の人だと補助金ももらわないのに、そういう大豆とかソバとかしなくてもいいということで、草刈ったり何だりだけで終わってしまって、今後耕作放棄地になりかねないのではないかなと思っております。

違った青色定着というまた政策があるみたいなんですけど、そこは代替の土地を転作するとその場所には作付していいという、何かルールみたいなのがあって、赤色定着を改善できなかつたら、せめてその青色定着のように代わりの土地を提供すればその場所で、水が来れば水稻を作付してもいいというような改正を、国にだか県だかわからないんですが、上に上げてやれるような申請をこの農業委員会をお願いできればなと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、12番 菅野委員。

1 2 番
議 長

(菅野英一郎委員 挙手)

1 2 番。

1 2 番

農協のほうで今改革またやらなければならないということで、山形県には15の農協があります。15の農協、袖浦農協で単協でまだやっているところもございますので、なかなか合併がしづらいということで、今合併促進委員会がなっておりますが、山形県一本でいくという話になると思いますが、山形おきたまはそれに参加しないと明言しております。

俺らが15年、20年も前から合併して下地を作ってきたのに、今まで何で単協が残っていたんだと、こういうことがありましたので、私たちは山形おきたまとして総合農協で残るということを目指しております。

ただ、それにはかなり道のりが厳しいことでありまして、まず自己資本比率が急激に落ちております。やはり出資引き上げる人も結構おりますので、年寄り俺らはやめるなよということで皆が引き上げていくので、出資少ないと自己資本比率が落ちるといったことがあります。

そうなっていくと、国際基準で8.8%切ればもう金融機関としては信用がないということになってしまいますので、今は12.4%くらいかな、あるんだけれども、ただ今回倉庫等を結構増やしましたので、自己資本比率が下がるというのは、これは目に見えているのではないかなと思います。

ただ、それでも何とかこの金融機関も含めて頑張っていこうと思っております。山形県内でも25年後には、銀行はまずここ数年で、そのうち山銀一行になるであろうと、秋田あたりは地銀が残らないという状況でございます。そういった、こういう金融の厳しい中、そして人口が少なくなるというのが一番の問題でございます。25年後には川西は7,200人くらいになると、動向調査で、7,200人という今の窪田と六郷を足したくらいの人数になるわけだな。そこで1つの行政区で3階建ての新庁舎を建てて頑張ろうと、その中で農協も守ってられない、農地を守らないと人口少なくなった中で守っていくためにはどうするかということで、農協はどう考えているんだと聞かれますが、どうなるかは、まだ25年後俺らも……、それではこうしようと言ってそうなるものでもないし、なかなか心配ですが、農家の方も今後のことを色々と考えていると思うので、全ての農地が荒れるということは絶対ないと思います。

だから、やはり目先のことをまず考えて、こういう状況、今のコロナの状況だけれども、まずは植えて生産するというのが農家として一番ではないかなと私思っております。

とにかく、これから人口減少で米沢も6万人台かな、になるということでございますので、まず3分の2になると思って、その中で今までどおりにはいか

ないと思いますので、やはりもっと倍にする経営とか、いろいろ考えていくけれども、なかなか助成金等もつかなくて大変だから何とかしてくれという話もありますので、そこら辺も農協としても頑張っていきたいと思いますので、やはり行政からの補助金等も、これは必要ですので、そっちも出るように一緒に協力していきたいなと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて、我彦委員。

1 3 番

(我彦正福委員 挙手)

議 長

1 3 番。

1 3 番

自分のほうからは中山間地域の農地を守る、鳥獣被害から農地を守るために電気柵等を設置しているんですけども、やはり山手のほうで米作の人がだんだん少なくなって、そこが荒れると、だんだん駄目なので、最近はビッグさんのほうのデントコーンとかも入ってきているんですけども、今年初めて多分デントコーンを作付されると思うんですけども、やはり今現在は来ていないんですけども、これから来るであろうということで電気柵の設置、山上には今現在三十数か所、猿とかイノシシも防げるんですけども、そういう柵があります。

最近イノシシのほうもかなり出てきて、今農地が大分荒れてきているので、そこも電気柵設置するんですけども、農業委員の皆さんもそういう中山間のほうの現状を見てもらえればなと思うんですけども、何か機会があれば農業委員、推進委員の方で現地を見て勉強会なんかもいいのかなと思いますので、その辺ちょっとよろしくお願いします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの皆さんからの発言に対し、関連意見並びに質問等はございませんか。

1 6 番

(山王堂民榮委員 挙手)

議 長

では、1 6 番。

1 6 番

では、すみません、ちょっとだけ。

さっきの高橋委員の定着の問題に関してですけれども、保全管理も農業委員会では手をつけられないということで、だんだん耕作放棄地っぽくなってきているんです。木も生えたりして権利を移動しても、もらった人は、しかもまだ定着のままで、だから提案したいのは、その移動したときにまた新たにそれが新しくなるというような要望をしていただきたいなど。

ということは、それを転作なんかを利用して、ソバとかそういう作って交付

金が出るような、今のままでとソバを作っても交付金が出ないもので、前から農業委員会で、バスの中でも小関委員が言っていたけれども、議員との懇談会で。やっぱりそういうのを何かしてもらわないと、この保全管理がだんだん荒れてくると。

以上です。

議 長 　　ただいまの定着というか、保全管理についての意見がありました、関連の意見がありましたら。ありませんか。

2 番 　　(小関善隆委員 挙手)

議 長 　　はい。

2 番 　　今のその定着面積についての奨励金、交付金が出ないということ、これ1回要望書として市に出しているんだよな、これたしか1回出しているんで。意見書出したんだっけ、意見書というのは。定着面積についての意見書。「出したかもしれない」の声あり) 出したような気がするんだけども。「議員との懇談会のときしゃべったよな、バスの中で」の声あり)

懇談会のとき市の方としゃべって、意見書を提出したような気がします。そのことについても、たしかビッグさんのほうの築沢なんかもそういう場所があって、何作っても奨励金が出ないということになっては何でかという話もビッグさんとの懇談会のときも出ていまして、やっぱり市のほうでも議会あたりでやっぱりそういう話題にしていますという、そうすると県あたりに行って、県の議会あたりでも少し話題にしてもらえるような運動をやっぱりしていく、特に相田議員も木村議員も農業委員をやっている、ちらっと相田議員のほうにちょっとしゃべったことがあって、やっぱりそういう話題をみんなからそういうふうにしていただければ、検討していろいろな機会に言っていきたいという話があったので、やっぱりそういうことを伝えていくということも必要だと思いますので、これからそういうことも考えて、いろいろやっていったらいいのではないかなと思います。「これは国でない駄目なんでしょう。国の国政だったら……」の声あり)

議 長 　　だから、市に言って県に言ってだんだん上げていかないと。今の件について関連、ありますか。

目崎補佐 　　(挙手)

議 長 　　目崎補佐。

目崎補佐 　　職務代理の今のお話で、意見書に盛り込んだというのと、議員との懇談会は自己保全のマルガイのことなものですから、定着も併せて補助金の対象とするような内容で今後要望していくということによろしいでしょうか。

1 1 番 　　(高橋秀治委員 挙手)

議 長 　　はい、高橋委員。

- 1 1 番 私お願いしたいのは、定着の補助金もなんですが、その定着後のそれ自体をなくしてもらいたいなと思っていたんですけども、その制度自体を。補助金もらえれば、それはそれでなんだけれども、田んぼに戻さないと、水張ってしないと、どんどん草ばかり生えて、だから水田をまず作っていいというのにまずしてもらいたいなとは思っているんですけども。
- 議 長 権利移動というか、ほかの人に、今まで誰か作っていて、例えば絆さんが借りたとかのときに、作ってもいいよとかという制度にしてもらいたいということですか。
- 1 1 番 定着カウントそもそもをもしなくせるんだったら、その制度をなくしてもらって、自由に水田にしていっていいというのにしてもらえればなと思っています。
- 目崎補佐 (挙手)
- 議 長 目崎補佐。
- 目崎補佐 農林課のほうに、それでは自己保全のマルガイと同様に、この定着の制度とかいろいろ聞いてみまして、定着をなくすには同じようなことを言われるような気がします、定着の分どこかを休めとか、そういう気がします、制度内容とか、どこにお願いすれば制度を変えられるのか、いろいろ情報収集したいと考えております。
- 議 長 では、よろしいですか、その件については。
- そのほか皆さんから何か、3名の皆さんからの意見に対して、皆さんからありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 では、ないようですので、これで農政に関する意見に対しての質問、意見については終わりたいと思います。
- その他皆さんから全般についてのご意見あったら、何かございましたらお願いしたいと思います。ありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないようですので、以上で本日の第33回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。
- 閉 会 午前10時15分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和2年4月15日（水）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議長代理

小関 善隆

議事録署名委員

大橋 久芳

議事録署名委員

山王堂 民榮